

令和6年度子ども食堂開設等支援事業補助金 概要

市内の子ども食堂は、企業等の寄付や助成金および個人の寄付などを基に運営されているが、近年、子ども食堂が全国的に増加の一途をたどり、多くの子ども食堂が企業等の寄付や助成金の獲得を目指す活動をしているため、十分な運営資金を得られないなどの課題が出ている。

そこで、新規の支援者の開拓や、継続した運営ができる体制づくりを行っていくため、活動資金の一部を補助し、子ども食堂の普及と安定した活動につなげていく。

■ 補助内容

	ハード面（H29年度創設）	ソフト面（H30年度拡充）
適用項目	○施設の修繕・改修費用 ○備品の購入 ○開設に関する広告料や印刷料等	○賃借料、需用費、役員費 ○負担金（フードバンク登録料ほか） ○その他適当と認められる経費
条件	新設又は既存の子ども食堂1団体につき、上限15万円、補助対象額の2/3を補助（1回のみ） ※子ども食堂で使用するものでも他の事業と共用するものは対象外	新設又は既存の子ども食堂1団体につき、年間15万円を上限に、補助対象額の2/3を補助（3回まで）
補助予定数	10団体程度	19団体程度
事業費	140万円	280万円
補助対象外	子ども食堂事業以外で使用するもの及び兼用するもの カメラやビデオ、パソコン、プリンター、タブレットなどの電子機器 スタッフ等の会食代及び交通費 団体の事務職員の賃金や役員報酬などの人件費 スタッフの親睦や交流を兼ねた会議や事業の経費 その他、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費	

■ 補助対象期間

補助対象となる活動期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

■ 対象団体

子ども食堂を新設する予定及び運営している地域・NPO・任意団体等

※次の①～⑤の事項を全て満たすことが条件

①会則等がある ②継続する意思がある ③政治・宗教活動は行わない ④公序良俗に反しない ⑤税の滞納がない

■ 補助対象要件

- ① 北九州市内で実施されること。
- ② 食事の提供だけでなく、学習支援、食育などの活動を行うこと。
- ③ 宗教または政治、営利を目的としないこと。
- ④ 開催頻度は、原則月1回以上であること。
- ⑤ 開設時間は、1回あたり3時間以上であること。
- ⑥ 開設時間においては、現場に常に責任者を配置すること。
- ⑦ 事業実施にあたり必要な体制が確保されていること。

■ 申請受付期間

公募開始日 : 令和6年5月21日（火）

申請書類提出締切日 : 令和6年6月4日（火）まで（※必着）

※締切後に新規開設された子ども食堂については、別途指定する日時まで

※補助予定数又は予定事業費に達し次第、受付終了